

## 令和 2 年度 地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

### 1 令和 2 年度事業評価及び指導の目的

各地域包括支援センター(以下、「センター」という。)における「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」及び「②介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」に関し実施・運営状況等を確認することにより、各センターの取り組みの改善につなげ、より適切かつ適正な事業運営を図ることを目的とする。

### 2 包括的支援事業等の事業評価実施方針(「①包括的支援事業等の委託業務」が対象)

平成 30 年 4 月 1 日より、介護保険法の一部が改正され、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項において「地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。」とされた。

このことに伴い、平成 30 年度より国において全国で統一して用いる評価指標(以下、国指標という。)が作成され、毎年度国指標に基づく事業評価(以下、事業評価Ⅰという。)が実施されることとなった。本市では、法改正以前より仙台市の独自指標(以下、仙台市指標という。)による事業評価(以下、事業評価Ⅱという。)を実施しており、国指標と異なる観点での評価項目を採用し、書面評価に加えて現地調査も実施してきたことから、事業評価Ⅰ(国指標)及び事業評価Ⅱ(仙台市指標)の二つの事業評価を実施する。

#### (1) 実施内容

##### 事業評価Ⅰ(国指標)

- ・ **対象** 全センター、仙台市
- ・ **方法** 国指標による書面評価
- ・ **内容** 全センターにおいて「センター評価票」による自己評価を実施するほか、本市において「市町村評価票」による自己評価を実施する。  
※評価項目については、「【参考資料 1】厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について(通知)」の一部改正について」参照
- ・ **日程** 7 月 10 日までに宮城県を通じて厚生労働省へ提出(県への提出は 6 月 29 日締切)

## 事業評価Ⅱ（仙台市指標）

- ・ **対象** 下記基準のいずれかに該当するセンター：24センターを予定  
（設置運営業務委託契約期間中に最低でも1回以上は実施（原則として3年に1回以上））

### 【事業評価Ⅱ対象の基準】

※かっこ内は令和2年度の対象予定センター数(4センター重複あり)

- ①昨年度の事業評価において、「業務内容に工夫・改善の必要性がある」の評価結果となった項目が1つ以上あったセンター(1)
- ②昨年度の事業評価の実施以後、4月1日時点で所長が変更となったセンター(6)
- ③昨年度の事業評価の実施以後、4月1日時点で配置されている3職種及び機能強化専任職員のうち2人以上が変更となったセンター(6)
- ④6月1日時点で2ヶ月以上にわたり配置職員(3職種及び機能強化専任職員)に欠員が生じている状態が継続しているセンター(4)
- ⑤単年度契約のセンター(2)
- ⑥その他必要と認められるセンター(9)

- ・ **方法** 書面評価及び現地調査
  - ①本市所定の業務自己評価票の提出
  - ②業務自己評価票をもとに記載事項の確認等を行うヒアリング調査
- ・ **内容** ①業務評価：センターが事前に記載する「業務自己評価票」をもとに、センターが実施している業務が、市の求める水準を満たしているかについて評価をする。

下記の項目について、「令和2年度地域包括支援センター自己評価の着眼点」（資料2-1）を基準として、センターがそれぞれ現状を自己評価するもの。自己評価をもとに、現地調査におけるヒアリングを実施する。

### 【評価項目】

1. 総合相談・支援業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 認知症関連業務
5. 介護予防関連業務（介護予防ケアマネジメントを含む）
6. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり  
（在宅医療介護・生活体制整備を含む）
7. 地域ケア会議
8. 運営体制

②業務監査：センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているか確認する。

- ・ **日程** 9月～10月（現地調査）

## (2) 事業評価の総括・活用

### 事業評価Ⅰ（国指標）

国が作成する「評価項目を活用した業務チェックシート」によるレーダーチャートを用い、以下のとおり評価・活用する。

- ・センター及び本市の業務の状況を全国水準と比較（資料2-2①、資料2-2②）し、達成状況について評価する。実施できていない項目について、その要因や背景を分析・共有し、業務改善につなげていく。
- ・市内センターと本市における連携項目の評価結果（資料2-2③）を確認することで、相互連携の状況について評価する。相違のある項目について、その要因や背景を分析・共有し、連携強化を図る。
- ・評価結果をセンター及び本市関係部局に送付することで、課題を踏まえたセンターの機能強化策の検討に活用する。

### 事業評価Ⅱ（仙台市指標）

- ・事業評価Ⅱを実施したセンターに関する「業務評価」及び「業務監査」の結果をとりまとめ、総合的な評価を行う。
- ・評価内容をまとめた「地域包括支援センター事業評価Ⅱ総括票」（資料2-3）をセンターごとに作成・送付し、センターの現状把握、今後の課題整理、次年度の事業計画への反映等に活用してもらう。

#### 【評価内容及び基準】

評価	評価内容及び基準
優れた業務を実施している	センターとして必要とされる業務が十分実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核として、多くの分野で充実した取組が行われている。 (8つの評価項目の平均点が4.0超であり、かつ「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」という結果の項目がないセンター)
標準的な業務を実施している	センターとして必要とされる業務が実施できており、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たしている。 (他の評価にあてはまらないセンター)
業務の一部に工夫・改善の必要がある	センターとして必要とされる業務は実施できているが、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する中核としての役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野がやや多い。 (8つの評価項目の平均点が3.0未満であるセンター)
事業運営が困難である	センターとして必要とされる業務が実施できておらず、今後、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を支援する役割を果たすために、業務の工夫・改善が必要である分野が多い。 (8つの評価項目中、4つ以上が「業務内容に工夫・改善の必要がある【△】」であるセンター)

### (3) 改善事項報告及び再調査

事業評価Ⅱにおいて、「業務の一部に工夫・改善の必要がある」「事業運営が困難である」とされたセンターに対して「改善事項通知書」を送付する。これを受けたセンターは指摘を受けた項目の改善を行い、「改善事項報告書」を本市に提出する。改善事項報告書の提出を受け、その確認の必要がある場合は、当該センターに対して再調査を行う。

なお、事業評価Ⅱにおいて重大な問題点等があり、改善の見込等もなく、センターの業務を委託することが困難であると本市が判断した場合は、本運営委員会の議を経て翌年度の委託先として選定しないこととする。

### (4) 実施体制

実施時期	地域包括支援センター	各区役所・総合支所	地域包括ケア推進課[事務局]	介護事業支援課
6月	センター評価票作成		市町村評価票作成 センター・市町村評価票 取りまとめ・提出	事業評価Ⅰ
7月～8月	業務自己評価票作成 業務監査チェック票 プランチェック票作成	センター作成の提出書類の 内容確認(ヒアリング)		事業評価Ⅱ
9月～10月	実地調査(区役所・総合支所は必要に応じて)			
			業務監査結果取りまとめ 業務自己評価票取りまとめ	
11月			事業評価Ⅱ総括票作成	
12月	事業評価Ⅰ・Ⅱ総括票の確認			

### 3 指定介護予防支援事業所(=地域包括支援センター)の指導概要

(「②指定介護予防支援事業」が対象)

平成 23 年度までは全事業所を対象に面接指導又は実地指導を行い、平成 24 年度からは、これまでの指導結果を踏まえ、適切に運営できていると認められる場合は指導の頻度を原則3年に一度とし、実地指導を行っている。

ただし、新設事業所および改善が必要と判断された事業所へは継続的に効果的かつ重点的な指導を行う必要があるため、それ以上の頻度で行なうこととしている。

令和 2 年度 指導方法	根拠法令	指導項目	指導 日程	備考
実地指導	介護保険法 第 23 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員基準・勤務体制</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 掲示</li> <li>・ 介護予防支援費の請求状況</li> <li>・ 給付実績確認状況</li> <li>・ 介護予防ケアマネジメント実施状況</li> <li>・ 介護予防支援業務の委託状況</li> <li>・ 予防サービスの適正利用</li> <li>・ 利用している介護予防サービス提供事業所の状況 (特定の事業所の偏り有無等)</li> <li>・ 苦情処理</li> <li>・ 秘密保持</li> </ul>	9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所内にて実施。</li> <li>・指導体制は介護事業支援課居宅サービス指導係2～3名体制。</li> <li>・実施頻度は原則3年に一度以上。</li> </ul>

#### 参考:介護保険法第 23 条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらであった者(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

### 【参考】地域包括支援センターの事業内容

地域包括支援センターは、「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」と「②介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」を実施している。

#### 【根拠規定】

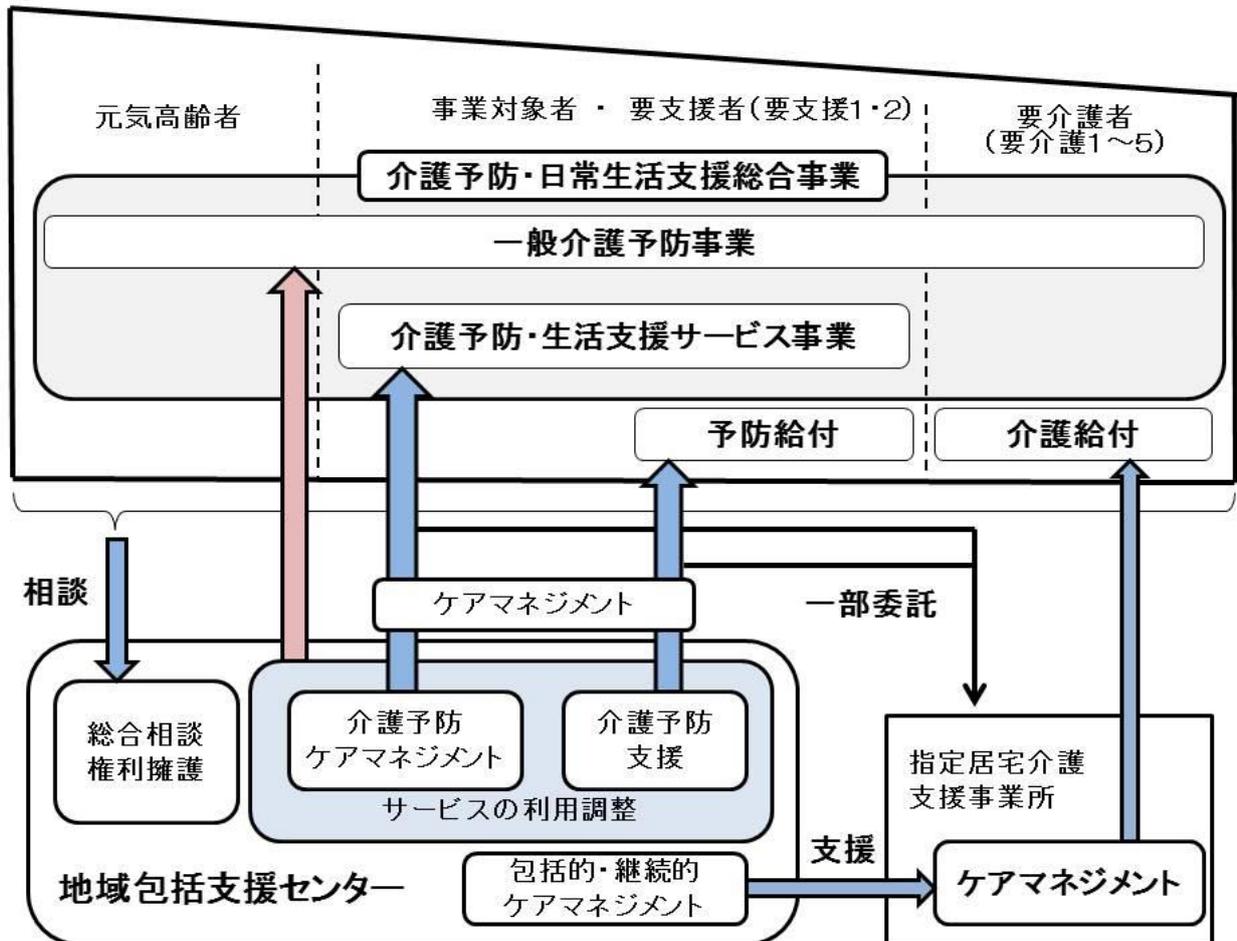
##### <①について>

市町村は、老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業等の実施を委託できる(介護保険法第 115 条の 47)。包括的支援事業実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができる(介護保険法第 115 条の 46)。

##### <②について>

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行われる(介護保険法第 115 条の 22)。要支援者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費が支給される(介護保険法第 58 条第 1 項)。

#### 【イメージ図】



## 地域包括支援センター事業評価及び指導の流れ【案】

